

令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について【概要】

(令和3年8月27日付け子家発0827第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

1. ポイント

- (1) 令和4年4月1日以降に任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講する必要があること。
ただし、令和3年度末までに任用後研修を修了した者は、令和4年4月1日時点で任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができること。
- (2) 任用前研修の受講対象者は「児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者」とすること。
ただし、令和6年度末までの間の任用前研修は、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えないこと。
- (3) 後期課程の受講までに、筆記試験の合格が必要となること（試験はオンラインによる研修ツールを活用予定）。
- (4) 後期課程の受講までに、スーパーバイズの実践を実習として行い、レポートを作成・提出すること。
後期課程では、提出されたレポートに基づくスーパービジョンを実施し、レポートを更新・提出すること。

2. 研修フロー

